



消 防 安 第 125 号
平成 14 年 12 月 13 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁防火安全室長

消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項で定める点検基準に係る
点検要領等について

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成 14 年総務省令第 105 号)による改正後の消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。)第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 9 号の規定に基づき市町村長が定める基準の例及び同項に掲げる防火対象物の点検基準(規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件(平成 14 年消防庁告示第 12 号)に定める事項等を含む。以下同じ。)に係る点検の要領等について、下記のとおり定めましたので、その適正な運用に十分配慮するようお願いします。

なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

1 規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 9 号の規定に基づき市町村長が定める基準は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)第 9 条に基づいて市町村条例で定められる火気使用設備等の基準、法第 9 条の 3 に基づいて市町村条例で定められる指定数量未達の危険物等の貯蔵又は取扱いの基準及び法第 17 条第 2 項に基づいて市町村条例で定められる消防用設備等の基準に係るもののうちから、市町村長が定めるものであり、別添 2 第 6 から第 8 までの点検項目の例を参考に市町村長が定めること。

なお、法第 17 条第 2 項に基づいて定められる消防用設備等の基準については、当該設備等の設置に係るものをいい、機能に係るものは該当しないものであること。

2 防火対象物点検結果報告書に係る点検票(規則第 4 条の 2 の 6 第 9 号の規定に基づき市町村長が定める基準に係るものの点検票の例を含む。)は、別添 1 のとおりとすること。

なお、法第 17 条第 2 項の規定に基づき定められる消防用設備等の基準に係るものについては、前記 1 で市町村長が定めた基準を勘案してそれぞれ定めること。

3 点検に係る方法、判定方法等は別添 2 のとおりであること。